静岡県告示第112号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和３年２月19日から２週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和３年２月19日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　　線　　名	供　　用　　開　　始　　の　　区　　間	供用開始の期日
修善寺戸田線	伊豆市修善寺字筑岡1646番の３から 伊豆市修善寺字筑岡1646番の３まで	令和３年２月19日